

令和3年8月31日

第108回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について  
(報告)

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	生活衛生業務システム	<p>当該システムでは、食品衛生法，理・美容師法，クリーニング業法，旅館業法，興行場法，公衆浴場法等に係る施設情報を管理している。</p> <p>「住宅宿泊事業に係る届出情報」及び「地域猫活動団体に係る申請情報」を当該システムで管理することにより業務の効率化を図る。</p> <p>(本人の同意があり収集している情報項目の追加)</p>	<p>【住宅宿泊事業に係る届出情報】 (住所、氏名、生年月日、電話番号)</p> <p>【地域猫活動団体に係る申請情報】 (住所、氏名、生年月日、電話番号)</p>	健康局環境衛生課

健 環 第 7 5 7 号  
令和 3 年 7 月 16 日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

健康局環境衛生課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市  
個人情報保護審議会答申第640号別紙2に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	生活衛生業務システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成24年12月14日（第56回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和3年7月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>（ ）① 法令又は制度の改廃に伴う追加</p> <p>（ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加</p> <p>（○）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>当該システムでは、食品衛生法，理・美容師法，クリーニング業法，旅館業法，興行場法，公衆浴場法等に係る施設情報を管理している。</p> <p>現在，「住宅宿泊事業に係る届出情報」及び「地域猫活動団体に係る申請情報」については，当該システム外で管理しているが，他の施設等情報と同様に当該システムで管理することにより業務の効率化を図る。</p>
今回追加する情報項目	<p><b>【住宅宿泊事業に係る届出情報】</b></p> <p>届出者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・電話番号</li> </ul> <p><b>【地域猫活動団体に係る申請情報】</b></p> <p>申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・電話番号</li> </ul>